

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年3月28日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第18号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-82	太陽交通株式会社	○上限かつ初乗短縮（全車種区分）	京築交通圏	
25-83	みどり太陽交通株式会社	○上限かつ初乗短縮（全車種区分）	京築交通圏	
25-84	椎田太陽交通株式会社	○上限かつ初乗短縮（全車種区分）	京築交通圏	
25-85	文化太陽交通株式会社	○上限かつ初乗短縮（全車種区分）	京築交通圏	
25-86	宇島太陽交通株式会社	○上限かつ初乗短縮（全車種区分）	京築交通圏	
25-87	かんだ安全タクシー有限公司	○上限かつ初乗短縮（全車種区分）	京築交通圏	
25-88	山田タクシー有限公司	○上限かつ初乗短縮（全車種区分）	京築交通圏	

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-89	京都タクシー有限公司	○上限かつ初乗短縮（全車種区分）	京築交通圏	
25-90	有限公司 中央タクシー	○上限かつ初乗短縮（全車種区分）	京築交通圏	
25-91	豊前タクシー有限公司	○上限かつ初乗短縮（全車種区分）	京築交通圏	
25-92	株式会社 吉富タクシー	○上限かつ初乗短縮（全車種区分）	京築交通圏	
25-93	有限公司 犀川タクシー	○上限かつ初乗短縮（全車種区分）	京築交通圏	
25-94	北九州第一交通 株式会社	○上限かつ初乗短縮（全車種区分）	京築交通圏	
25-95	第一交通 株式会社	○上限かつ初乗短縮（小型車）	中津市	
25-96	クリスタルシティタクシー株式会社	○上限かつ初乗短縮（小型車）	中津市	
25-97	中津シティタクシー株式会社	○上限かつ初乗短縮（小型車）	中津市・築上郡（吉富町・上毛町に限る）	
25-98	中津太陽交通 株式会社	○上限かつ初乗短縮（全車種区分）	中津市・宇佐市・豊後高田市	
25-99	前田 トシ子	○上限かつ初乗短縮（小型車）	中津市	

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-100	宇佐参宮タクシー 有限会社	○上限かつ初乗短縮 (小型車)	豊後高田市、杵築市 (旧大田村の地域に限る)	
25-101	桂タクシー 有限会社	○上限かつ初乗短縮 (小型車)	豊後高田市、杵築市 (旧大田村の地域に限る)	
25-102	清瀬タクシー 有限会社	○上限かつ初乗短縮 (小型車)	宇佐市	
25-103	耶馬溪交通 有限会社	○上限かつ初乗短縮 (小型車)	中津市	
25-104	有限会社 HIMAWARI	○上限かつ初乗短縮 (小型車)	日向市	
25-105	宮交タクシー 株式会社	○上限かつ初乗短縮 (小型車)	日向市	
25-106	上日向自動車 株式会社	○上限かつ初乗短縮 (小型車)	日向市、東臼杵郡	
25-107	有限会社 柳田タクシー	○上限かつ初乗短縮 (小型車)	日向市	
25-108	有限会社 南光タクシー	○回数割引の廃止	日南市	
25-109	有限会社 宇賀村タクシー	○回数割引の廃止	日南市	
25-110	宮崎第一交通 株式会社	○回数割引の廃止	日南市	

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-111	株式会社 美登タクシー	○回数割引の廃止	日南市	
25-112	有限会社 中馬タクシー	○C運賃かつ初乗短縮(普通車)	曾於交通圏	
25-113	中央タクシー 有限会社	○遠距離割引の変更 特大車10,000円超え2割引、 大・中・小型車5,000円超え2割引	佐伯市	現行：特大車15,000円超え1割引、大・中・小型車9,000円超え1割引
25-114	パールタクシー 有限会社	○遠距離割引の変更 特大車10,000円超え2割引、 大・中・小型車5,000円超え2割引	佐伯市	現行：特大車15,000円超え1割引、大・中・小型車9,000円超え1割引
25-115	株式会社 産交ポニータクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-116	有限会社 パールタクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-117	天草タクシー 株式会社	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-118	有限会社 協和タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-119	有限会社 観光タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-120	株式会社 榎屋マリンタクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-121	苓北タクシー 株式会社	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-122	有限会社 姫戸タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-123	有限会社 柳タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-124	松下 一武	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-125	栄光タクシー 有限会社	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-126	有限会社 竜ヶ岳タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-127	株式会社 有明タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-128	有限会社 西海タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-129	良木 亮子	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-130	阿比留 弘	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-131	池田 一男	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-132	藤川 勝久	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-133	松尾 正志	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-134	有限会社 鬼池海運	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-135	株式会社 本渡港運送店	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-136	株式会社 くたまタクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-137	有限会社 深海タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-138	有限会社 天草観光タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-139	有限会社 松島タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-140	有限会社 大門港タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-141	有限会社 御所浦タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-142	株式会社 絆	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	天草交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-143	熊本交通 株式会社	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	熊本交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-144	有限会社 神鷹タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	熊本交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-145	株式会社 本山タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	熊本交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-146	有限会社 松村タクシー	○遠距離割引の変更 特大車15,000円超え1割引、 大型・普通車9,000円超え1割引	熊本交通圏	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車6,000円超え1割引
25-147	株式会社 佐賀タクシー	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 運転経歴証明書を提示した旅客に対し1割引	嬉野市、藤津郡、鹿島市	
25-148	前田 国臣	○遠距離割引の変更 特大車12,000円超え2割引、 大型・普通車7,000円超え2割引	唐津市	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車9,000円超え1割引
25-149	温泉交通 株式会社	○遠距離割引の変更 特大車12,000円超え2割引、 大型・普通車7,000円超え2割引	唐津市、東松浦郡	現行：特大車15,000円超え1割引、大型車9,000円超え1割引、普通車9,000円超え1割引
25-150	唐津観光タクシー株式会社	○主催者旅行割引の廃止	唐津市	
25-151	昭和自動車 株式会社	○クーポン券割引の廃止 ○主催者旅行割引の廃止	唐津市、多久市、東松浦郡	

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-152	株式会社 ホテル対馬	○遠距離割引の廃止	対馬市	
25-153	有限会社 原城交通	○児童定額割引の廃止	島原交通圏	
25-154	大分タクシー株式会社 他21社 神田 和博 他58名	○イベント定額運賃の変更 大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）における大分トリニータ及び社団法人日本プロサッカーリーグ並びに財団法人日本サッカー協会のサッカーの試合日に、以下の定額運賃を設定する。 大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）におけるコンサートの開催日に、以下の定額運賃を設定する。 A大分駅～大銀ドーム降車場 特定大型車3,600円 小型車 2,360円 B高城駅～大銀ドーム降車場 特定大型車2,770円 小型車 1,950円 Cダイヤモンドフェリー乗り場～大銀ドーム降車場 特定大型車4,520円 小型車 2,980円 Dホーバー乗り場～大銀ドーム降車場 特定大型車 4,010円 小型車 2,670円	大分市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年3月3日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第17号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-76 ~77	有限会社 田浦タクシー 外1社	○遠距離割引の変更 普通車 9,000円超え1割引	葦北郡	現行;普通車 6,000円 超え3割引
25-78 ~81	株式会社 キミシマ 外3社	○遠距離割引の変更 普通車 9,000円超え1割引	水俣市	現行;普通車 6,000円 超え3割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年2月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第16号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-75	勝山自動車 株式会社	○公共的割引の設定 ・高齢者割引 65才以上の旅客に対し1割引	北九州交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成26年1月6日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第15号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-74	有限会社 世知原タクシー	○公共的割引の設定 ・ 運転免許証返納割引 運転経歴証明書等を提示した65才以上の旅客に対し1割引	佐世保市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年12月24日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第14号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-73	大和タクシー交通株式会社	○適用運賃 一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について（九運公第4号） 北九州地区自動認可運賃表 ・下限かつ初乗短縮（普通車）	北九州交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年11月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第13号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-68 ~72	有限会社 原城交通 外4社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 運転経歴証明書等を提示した65才以上の旅客に対し1割引	島原交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事業を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年10月31日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事業の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第12号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-66	福岡エムケイ 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・距離制運賃（大型車及び中型車） 初乗運賃 1. 2キロメートルまで 500円 加算運賃 1. 6キロメートルまで 50円 200メートルまでごとに 1. 6キロメートルを超える場合 50円 231メートルまでごとに 時間距離併用制運賃及び待料金 時速10キロメートル以下の運行時間について 1分25秒までごとに 50円 ・運賃の割増及び割引 深夜早朝割増 23時～5時 2割増 身体障害者割引 1割引 知的障害者割引 1割引 遠距離割引 5,000円を超える部分につき 5割引 大口割引 月間100万円以上の利用があった者 1割引 利用金額割引 月額1万円以上の利用があった者 1割引 ・時間制運賃（大型車及び中型車） 30分までごとに 2,000円 ・料金 ハイグレード車両予約料金 A 1回ごとに 1,000円 ハイグレード車両予約料金 B 1回ごとに 2,000円 	福岡交通圏	
25-67	中央タクシー 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○ハイヤー運賃 ・時間制運賃（小型車） 初乗 15分または 5Km 800円 加算 15分または 6Km 800円 	大牟田市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年10月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第11号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-40 ~55	島鉄タクシー 株式会社 外15社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 運転経歴証明書等を提示した65才以上の旅客に対し1割引	島原交通圏	
25-56 ~64	初島タクシー 有限会社 外8社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 運転経歴証明書等を提示した65才以上の旅客に対し1割引	大牟田市	
25-65	有明交通 株式会社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 運転経歴証明書等を提示した65才以上の旅客に対し1割引	大牟田市、みやま市、柳川市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年10月4日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第10号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-39	小嵐タクシー 有限会社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 運転経歴証明書等を提示した65才以上の旅客に対し1割引	島原交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年8月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第9号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-38	有限会社 中央タクシー	○ハイヤー運賃 ・時間制運賃(普通車) 初乗 15分または 5Km 800円 加算 15分または 6Km 800円	北九州交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年8月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第8号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-36 ~37	西日本自動車 株式会社 外1社	○イベント定額運賃の設定 サンセットライブ・コンサート開催期間中（平成25年9月6日～8日）に以下の定額運賃を設定する。 HOTEL AZ 福岡 糸島店～芥屋海水浴場 小型車 2,700円	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年8月1日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第7号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-14 ~25	宮交タクシー 株式会社 外11社	○定額運賃の設定 「水平線の花火と音楽」の開催日 宮崎駅東口～みやざき臨海公園 中型車 1,400円 小型車 1,200円	宮崎交通圏	
25-26 ~35	青木 孝治 外9名	○定額運賃の設定 「水平線の花火と音楽」の開催日 宮崎駅東口～みやざき臨海公園 中型車 1,400円 小型車 1,200円	宮崎交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年7月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第6号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-12	株式会社 北部タクシー	○適用運賃 一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について（九運公第4号） 熊本地区自動認可運賃表 ・上限かつ初乗短縮（普通車）	熊本交通圏	
25-13	田中 律子	○適用運賃 一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について（九運公第4号） 福岡A地区自動認可運賃表 ・上限かつ初乗短縮（全車種区分）	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年7月1日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第5号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-5 ~11	三坂 正俊 外6名	○イベント定額運賃の設定 福岡ドームにおけるプロ野球の開催日に、以下の定額運賃 (往路のみ)を設定する。 博多駅 → 福岡ドーム 小型車:1,800円 天神 → 福岡ドーム 小型車:1,300円	福岡交通圏	

九州運輸局長
平成25年6月11日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年6月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第4号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-4	長谷川 正一	○公共的割引の設定 ・高齢者割引 65才以上の旅客に対し1割引	佐世保市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年5月2日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第3号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-3	株式会社 藤丸交通	○イベント定額運賃の設定 福岡ドームにおけるプロ野球の開催日に、以下の定額運賃 (往路のみ)を設定する。 博多駅 → 福岡ドーム 小型車:1,800円 天神 → 福岡ドーム 小型車:1,300円	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年4月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第2号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-2	株式会社 大和自動車	○イベント定額運賃の設定 福岡ドームにおけるプロ野球の開催日に、以下の定額運賃（往路のみ）を設定する。 博多駅 → 福岡ドーム 小型車:1,800円 天神 → 福岡ドーム 小型車:1,300円	福岡交通圏	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成25年4月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第1号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
25-1	小林 勇一	○適用運賃 一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃等について（九運公第4号） 福岡A地区自動認可運賃表 ・上限かつ初乗短縮（中型車）	福岡交通圏	